

中標津町社会福祉協議会助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、特別に定めのあるものを除くほか助成金の交付の申請、決定等に関し必要な事項を定めることにより、助成金に係る予算執行の適正化と効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成事業とは、助成金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 助成団体とは、助成事業を行うものをいう。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を申請しようとするときは、助成金交付申請書(様式1)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1-1)
- (2) 事業予算書(様式1-2)
- (3) 助成金交付申請額算出調書(様式1-3)
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 助成金の交付の申請があったときは当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金交付決定通知書(様式2)により当該申請者に通知する。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えた上で助成金の交付の決定をするものとする。

3 第1項の審査により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、助成金不交付決定通知書(様式3)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業に要する実施内容の変更をする場合においては、助成事業変更承認申請書(様式9)を提出し承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、助成事業中止(廃止)承認申請書(様式10)を提出し承認を受けること。

(3) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要と認められること。

(助成事業の遂行責務)

第7条 助成金の交付の決定を受けたものは、当該決定の内容及びこれに付された条件に従い、助成事業を行わなければならない。

(状況報告等)

第8条 助成事業の円滑かつ適切な執行を図るため必要があると認めるときは、助成団体に対して当該助成事業の遂行に関し報告を求め、又は調査することができる。

2 前項の報告又は調査により、助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成団体に対してこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告等)

第9条 助成団体は、助成事業が完了したときは、完了予定日までに助成事業実績報告書(様式4)により報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式4-1)
- (2) 事業精算書(様式4-2)
- (3) 助成金交付精算額算出調書(様式4-3)
- (4) 領収書又は請求書の写
- (5) 事業実施状況が判る写真
- (6) その他会長が必要と認める書類

3 前項の規定は、第6条第2号の規定による承認を受けた場合に準用する。

(助成金の額の確定)

第10条 前条の規定による助成事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式5)により当該助成団体に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 助成金は、前条の規定による助成金の額の確定後において交付するものとする。ただし、会長が助成事業の遂行上必要と認めるときは、助成金の額の確定前においても概算額を交付することができる。

2 助成団体は、助成金の概算額の交付を受けようとするときは、助成金概算額交付申請書(様式6)を提出しなければならない。

- 3 前項の申請に基づき概算額を交付することを決定したときは、当該助成団体に対し、助成金概算額交付決定通知書（様式7）によりその旨を通知するものとする。
- 4 助成団体は、第10条の規定による助成金交付額決定通知書並びに前項の規定による助成金概算額交付決定通知書による通知を受けた後、助成金の請求をしようとするときは、請求書を提出するものとする。
- 5 第1項ただし書の規定により概算額を交付した場合において、助成金の確定した額が既に交付した額を超えるときは、確定した額に対する不足額を交付するものとし、確定した額を超える助成金がすでに交付されているときは、その超える額を返還させるものとする。

（決定の取消）

- 第12条 助成団体が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の決定をしたときは、助成金交付決定（全部・一部）取消等通知書（様式8）により通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（事情変更による決定の取消等）

- 第13条 助成金の交付を決定した場合において、天災地変その他当該決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の決定をしたときは、助成金交付決定（全部・一部）取消等通知書（様式8）により通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第14条 前2条の規定による取消をした場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

- 第15条 助成団体は、当該助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び書類は、当該助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から一部改正施行する。

様式 1

助成金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会長 様

申請者 団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

事業名 _____

上記事業に対し助成金の交付を受けたいので中標津町社会福祉協議会助成金交付規程により、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 助成金交付申請額 円

2 助成事業の開始および完了予定年月日
開 始 補助金交付決定を受けた日
完了予定 年 月 日

3 添付書類
(1) 事業計画書 (様式 1-1)
(2) 事業予算書 (様式 1-2)
(3) 助成金交付申請額算出調書 (様式 1-3)
(4) その他会長が必要と認める書類

様式1-1

事業計画書

事業名	
助成団体の設立目的と 組織概要	
助成事業の 具体的実施内容	
助成事業実施による 具体的効果	
備考	

事業予算書

事業名 _____

収入の部 (単位:円)

科 目	金 額	備 考
合 計		

支出の部 (単位:円)

科 目	金 額	備 考
合 計		

上記のとおり議決 (承認) されていることを証明します。

年 月 日

申請者 団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

助成金交付申請額算出調書

区 分	助成事業に 要する経費 A	助成対象経費 (助成基本額) B	助成率 C	助 成 金 交付申請額 (B×C) D	備 考
合 計					

助成金交付決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
会 長

印

事業名 _____

年 月 日に申請のあった上記事業の助成金の交付について、中標津町社会福祉協議会助成金交付規程により、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の目的および概要（申請事項を修正した場合はその内容と理由）

- 2 助成金交付決定額（申請額を修正した場合はその理由）

- 3 助成金交付条件
 - （1）助成事業に要する経費の配分の変更または内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合は承認を受けること
 - （2）助成事業を中止、廃止する場合は承認を受けること
 - （3）助成事業の遂行が困難になった場合は速やかに報告すること
 - （4）その他の条件

様式3

助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会

会 長

印

事業名 _____

年 月 日に申請のあった上記事業の助成金の交付については、交付しないことに決定したので通知します。

記

1 交付しない理由

様式4-1

事業実績書

事業名	
助成事業の実施内容	
助成事業実施による 効 果	
備 考	

様式4-2

事業精算書

事業名 _____

収入の部 (単位:円)

科 目	予 算 額	精 算 額	備 考
合 計			

支出の部 (単位:円)

科 目	予 算 額	精 算 額	備 考
合 計			

上記のとおり精算したことを証明します。

年 月 日

申請者 団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

助成金交付精算額算出調書

区 分	助成事業に 要する経費 A	助成対象経費 (助成基本額) B	助 成 率 C	助 成 金 交付申請額 (B×C) D	備 考
合 計					

助成金交付額確定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
会 長

印

事業名 _____

年 月 日に助成金の交付の決定をした上記事業について、中標津町社会福祉協議会助成金交付規程により、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 助成金交付確定額 | 円 |
| 2 | 助成金概算交付額 | 円 |
| 3 | 助成金精算交付額 | 円 |

様式7

助成金概算額交付額確定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
会 長

印

事業名 _____

年 月 日に申請のあった上記事業の助成金の概算額交付について、中標津町社会福祉協議会助成金交付規程により、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 助成金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既概算交付額 | 円 |
| 3 | 今回概算交付決定額 | 円 |

様式8

助成金交付決定（全部・一部）取消等通知書

年 月 日

様

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
会 長

印

事業名 _____

年 月 日付、交付決定した上記事業に係る助成金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 取消（全部・一部）

（1）取消の内容

（2）取消の理由

2 変更

（1）変更の内容

（2）変更の理由

助成事業変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会長 様

助成団体 団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

事業名 _____

年 月 日付、助成金交付決定通知書をもって助成金の交付の決定を受けた上記事業について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 変更後の助成金申請額 円
- 3 変更の理由
- 4 添付書類
(1) 交付申請の関係書類の様式による
(2) 記載事項に変更がない書類については、添付を省略できる

